

議案第 号

宝塚市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例の制定について

宝塚市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改
正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和6年（2024年）2月 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

宝塚市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例（平成25年
条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条中「介護保険法第8条第23項に規定する複合型サービス（介護保険法施行規則
（平成11年厚生省令第36号）第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護
に限る。）」を「同法第8条第23項第1号に規定するもの」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 号

宝塚市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例の制定について

宝塚市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例(平成25年条例第12号)

新旧対照表

現行	改正案
<p>(指定地域密着型サービス事業の申請者の資格)</p> <p>第3条 介護保険法第78条の2第4項の条例で定める者は、法人又は病床を有する診療所を開設している者(介護保険法第8条第23項に規定する複合型サービス(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。)に係る指定の申請に限る。)とする。</p>	<p>(指定地域密着型サービス事業の申請者の資格)</p> <p>第3条 介護保険法第78条の2第4項の条例で定める者は、法人又は病床を有する診療所を開設している者(同法第8条第23項第1号に規定するもの</p> <p>_____に係る指定の申請に限る。)とする。</p>